



音楽家
坂本龍一さん



NPO法人ガイア・イニシアティブ代表
野中ともよさん



シカゴ大学名誉教授
ノーマ・フィールドさん



湖東記念病院事件冤罪被害者
西山美香さん



環境ジャーナリスト グリーンアクション代表
アイリーン・美緒子・スミスさん

わたしも
応援して
います

小児甲状腺がんは、100万人に年間1人～2人という希少な病気です。チェルノブイリ原発事故後に増え、事故との因果関係が認められました。この教訓をうけて福島原発事故後、福島県では2011年から子どもたちへの甲状腺検査を始め、現在350人も子どもが甲状腺がんと診断されています。

裁判を支えてください

ご寄付(カンパ)

長期の裁判を闘うために、財政支援をお願いします。寄せられたご寄付は交通費などの経費および調査・翻訳・意見書作成などの訴訟費用に充てられます。

裁判期日に参加する

裁判の盛り上がり、判決を左右します。口頭弁論期日に東京地裁にお集まりください。法廷で傍聴できる人数には制約がありますが、報告集会等を行います。裁判の経過を共有し、まわりに広げてください。

賛同団体になる

賛同団体に登録し、この裁判を支える輪を広げてください。ホームページから登録できます。

311子ども甲状腺がん裁判 寄付振込先

● 郵便振替

記号:00170-7 番号:393240
口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチイチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

● ゆうちょ銀行

店番:〇一九支店 当座預金 口座番号:0393240
口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチイチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

● 城南信用金庫

九段支店 普通預金 口座番号:355663
口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチイチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

『銀行からお振込みの際は、HP「ご寄付お申し込みフォーム」よりお知らせください。』

● Ready for 継続寄付(月額支援)

クレジットカード決済となります。詳しくはこちら→



311子ども甲状腺がん裁判

〒107-0052

住所と電話番号が変わりました!

東京都港区赤坂8-6-17 赤坂グランドハウス211光前法律事務所内

【TEL】 03-3296-2724 (平日:午前10時～午後5時)

【FAX】 03-5412-0829 【E-mail】 info@311support.net

原発事故で被害を受けた子どもたちの未来を拓くために



公式HP



311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

甲状腺がん患者 に今こそ救済を



原告からみなさんへ

甲状腺検査の知らせが届くたびに必ず受診し、問題なしとの結果でした。だから手術が必要といわれた時は、頭が真っ白でした。何が起きたのかを知るために、私は戦います。 **ふゆき**

高校生の時に甲状腺がんの手術を受けました。その後再発、遠隔転移もあり、完治は難しい状態です。将来がとても不安で、結婚や出産など先の事は考えられません。この裁判が、他の甲状腺がんのみなさんの力になればと思います。 **あおい**

大学2年生の時に甲状腺がんと診断されました。何も聞いてもないのに「原発事故とは関係がありません」と言われ、なぜそう言い切れるのだろう…と辛い気持ちになりました。この裁判で原因を明らかにし、現状を少しでも変えられたらと思います。 **ちひろ**

今まで甲状腺がんにかかっていたことを誰にも言えずに苦しんできました。原発事故はまだ終わってはおらず、被害者である私たちが生きていく以上、続きます。この裁判をきっかけに世の中が少しでも良くなることを願っています。 **ゆうた**

中学2年生で甲状腺がんと言われた時、私は驚きました。2度目の時は、驚くこともなくただただ残念に感じました。全摘をすると、半永久的に薬を飲まなくてはなりません。将来、健康な人と同じように安定した生活ができるように補償して欲しいです。 **こはく**

私は再発を含む手術を4回、アイソトープ治療を1回、計5回の手術および入院を経験しました。この裁判を通して自身が疾患した甲状腺がんが福島原発事故の因果関係を明確にし、同じような境遇で将来の生活に不安を抱える人たちの救いのきっかけになることを願っています。 **るい**

本当だったら飲まなくて良かった薬を、これからもずっと飲まなきゃいけない事、それは私にとって1番苦痛です。 **みつき**

弁護団からのメッセージ



弁護団長 井戸謙一弁護士

曇りない目で見れば、福島における小児甲状腺がんの多発は明らかであり、その原因は被ばくとしか考えられません。しかし、その明白な事実が大きな力で否定され、患者は先が見えず苦しんでいます。何が事実で、何が正義か、司法の場で明らかにしたいと思います。



副団長 杉浦ひとみ弁護士

子どもたちは幸せに暮らすべきだと、ずっと考えてきたので、子どもの問題に関わりたくて弁護士になりました。大人の勝手な利益のために子どもたちが苦しめられているこの事件は絶対に許せません。原告の被害を償わせるだけでなく、社会のおかしな仕組みにも喝!



副団長 斎藤悠貴弁護士

原発事故後、福島県内でこれまでにないほど多数の小児甲状腺がんが見つかりました。それにもかかわらず、その原因が原発事故ではないかと声を上げてはいけなかったような空気が生まれています。この裁判を通じて、勇気を出して声を上げた子どもたちを守っていききたいと思います。

「311子ども甲状腺がん裁判」は、東京電力福島第一原子力発電所事故当時、福島県内に居住し、現在、福島県と首都圏在住の男女7人が、事故に伴う放射線被ばくにより甲状腺がんを発症したとして、東京電力に損害賠償を求める裁判です。原告は事故当時6歳から16歳。7人のうち4人は、再発などに伴う手術で甲状腺を全摘し、進学や就職などにも大きな影響を受けています。